

■反則金に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、「B3リーグ規約」第128条に基づき、B3リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1) B3リーグ戦における反則ポイントの合計数がそれぞれ31ポイントを超えた場合、当該B3クラブに対し、上記のとおり反則金を科すものとする。

31ポイント以上40ポイント以下 10万円

41ポイント以上50ポイント以下 20万円

51ポイント以上60ポイント以下 30万円

61ポイント以上70ポイント以下 40万円

71ポイント以上 50万円

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

第3条〔反則ポイントの計算方法〕

(1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く）、出場停止試合1試合につき3ポイント、テクニカル・ファウル およびアンスポーツマンライク・ファウル1回につき1ポイントとして計算する。なお、同一試合においてテクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル2回により退場した場合は、退場による3ポイントのみを計算する。

(2) 前項にかかわらず、チームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定めるポイントのほか試合開始遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする。

(3) 試合開始時刻に遅れた理由（両クラブまたはいずれかのクラブに責めがあるか）および遅れた分数については、BOXスコアに記録された時間に基づき算出することとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合は理事長の決定を最終とする。

(4) B3リーグ戦試合実施要項第5条に規定する、選手の試合エントリー人数が9名以下になった場合、10名と当該試合におけるエントリー選手数との差分に5を乗じたポイントを、別途加算するものとする。

(5) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第4条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第5条〔施行〕

本規程は、平成28年9月8日から施行する。

〔改定〕

令和元年8月29日

令和2年8月4日